

豊明市児童発達支援センター指定管理公募型プロポーザル 質問回答書

No.	資料	頁	該当箇所	質問内容	回答
1	募集要項	33	運営日及び運営時間	「休館日に関して営業日を除く土曜日、日曜日」とあるが指定管理者の提案により、土曜日にも児童発達支援事業所を実施し、児童発達支援事業の営業日を週5日から週6日に増やすことは可能でしょうか。	現在児童発達支援事業は月曜日から金曜日までの実施を想定しており、週6日に増やす予定はありません。
2	募集要項	5	業務内容	業務内容において必須事業とされている事業における (1) 児童発達支援事業 (2) 保育所等訪問支援 の2事業について現在豊明市において愛知県への事業申請を実施されていますが、今後は指定管理者において行うのでしょうか。 また、(7)の日中一時支援事業についての豊明市への事業申請も同様でしょうか。	児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、日中一時支援事業等、事業を行うにあたり必要な指定や事業申請は指定管理者において実施いただきます。
3	募集要項	61	指定管理料	「指定管理料の算定については、現行の消費税10%を適用してください。」と記載されています。児童発達支援は「障害児通所支援事業に該当し、社会福祉法第2条第3項第2号の第二種社会福祉事業に含まれることから非課税になるのではないのでしょうか。 他の自治体での児童発達支援センター指定管理を3か所請け負っていますが、指定管理料については非課税です。 また、指定管理業務の一部が非課税となる場合は、課税部分と非課税部分の区分方法をご教示ください。	消費税法第六条に規定のある事業については非課税となります。また、本指定管理は複数の事業を含んでおり、消費税の課税・非課税は実際に提供しているサービスごとに判定いただくことになるものと認識しています。詳細につきましては管轄の税務署にてご確認ください。
4	募集要項	62	施設運営収入	「2026年度中に収納した利用料金のうち、2027年度の利用分については、指定管理者の収入とします。」とあるが、2026年度の2月3月分の国保連からの入金で2027年度4月5月になるためという理解でよろしいでしょうか。	児童発達支援事業等に関する給付費については、指定管理料に含めて支出を予定しています。また、ご提示いただいた例は「2026年度中の利用分を2027年度に収納した」ものであるため、2027年度からの指定管理者の収入にはなりません。
5	募集要項	62	施設運営収入	「本事業では、指定管理者は利用者が支払う利用料金」と記載があります。利用料金とは児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、指定障害児相談支援及び指定計画相談支援にかかる障害児通所給付費等については、指定管理者が国保連に請求し、指定管理者の収入とするとの理解でよろしいでしょうか。 また、これらの法定給付費は、募集要項第4の2に記載されている「施設運営収入」に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 指定管理料の算定に当たり、市が想定している法定給付費収入の年度別金額がありましたら、あわせてご提示ください。	「利用者が支払う利用料金」は児童発達支援事業等における利用者負担分を指します。したがって、当該文言は利用者がサービス利用により支払うべき利用者負担分を指定管理者の収入とすることを指します。
6	募集要項	61	指定管理料	指定管理料の上限額704,862千円について、適切な収支計画及び人員配置計画を作成するため、可能な範囲で次の積算内訳をご提示ください。 1. 給食関係費 2. 車両関係費 3. 備品費、消耗品費及び修繕費 4. 清掃、点検その他の外部委託費 5. 市単独事業にかかる費用 6. 本部管理費その他の間接経費 法定給付費、利用者負担額等の想定収入	1. 給食関係費 約1,000万円 2. 車両関係費 約2,000万円 3. 備品費、消耗品費及び修繕費 備品費 約 900万円 消耗品費 約1,700万円 修繕費 約 150万円 4. 清掃、点検その他の外部委託費 約100万円 5. 市単独事業にかかる費用 単独での積算はしていません。 6. 本部管理費その他の間接経費 本部管理費その他の間接経費のみでの積算はしていません。 7. 法定給付費、利用者負担額等の想定収入 法定給付費 0円 利用者負担額 約260万円
7	募集要項	63	市からの受託事業及び自主事業に関する収入	・自主事業とは具体的にどのような事業ですか。 豊明市として想定されている事業はありますか。	自主事業については、その性質から、市にて具体的にどのような事業をするのか提示いたしません。施設の設置目的や利用者サービスの向上等に資する内容で、応募者の創意工夫による様々な提案をいただきたいと考えています。

8	募集要項		6 3 市からの受託事業及び自主事業に関する収入	業務内容において必須事業とされている事業における (1) 児童発達支援事業、(4) 保育所等訪問支援の事業について、国民健康保険団体連合会への請求事務は指定管理者が実施することとなりますか。 (7) 日中一時支援事業の豊明市への請求事務はいかがですか。	(3) 児童発達支援事業(4) 保育所等訪問支援事業について、国民健康保険団体連合会への請求事務は指定管理者にて実施いただきます。 (7) 日中一時支援事業について、豊明市への請求事務につきましても指定管理者に実施いただきます。 事業収入については、仕様書7ページ「9. 収入の取り扱い」に列記した指定管理料等のみとなります。なお、利用料に給付費は含んでおらず、給付費については指定管理料に含めて支出を予定しています。
	仕様書		7 9. 収入の取り扱い	また、事業収入の取り扱いについては、国、県、市の給付費については、指定管理者の収入となるのか、市の収入となるのか具体的な取り扱いはどのようなですか。	
9	募集要項		8 4 第二次審査	第二次審査のプレゼンテーションについて、「口頭のみ15分」と記載されています。「口頭のみ」とは、PowerPoint、プロジェクター、パソコン、スクリーン、動画及び追加配布資料等は使用できないという意味でしょうか。 また、応募時に提出した提案書を審査委員及び説明者が手元で参照しながら説明することは可能でしょうか。	第二次審査のプレゼンテーションについて、口頭による説明の際、資料を使用していただくことは可能です。提案書以外の資料を使用する場合にはその旨をあらかじめ子育て支援課にご連絡願います。(資料等の使用の連絡からプレゼンテーションの日までの期間が短い場合、準備の都合により対応できない場合があります。あらかじめご承知をお願いします。) また、提案書を参照しながらプレゼンテーションをしていただくことは可能です。
10	募集要項		10 1 応募資格	応募資格に関して、豊明市内又は愛知県内に本店、支店もしくは事業所を有することを応募要件とする記載や、市内、県内法人に対する加点項目は見当たりません。 そのため、豊明市内での運営実績がない市外・県外法人についても、応募資格を満たしていれば応募可能であり、法人の所在地による加点又は減点を行わず募集要領に記載された審査基準に基づいて同一の条件で評価されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	募集要項		13 5 審査基準	審査基準では、「類似施設の指定管理実績の有無、管理運営のノウハウ、資格、能力」について40点が配点されています。ここでいう「類似施設」とは、児童発達支援センターの指定管理実績に限定されるのでしょうか。 次の実績についても類似施設の管理運営実績として評価対象となるかを教えてください。 1. 児童発達支援センターの業務委託による運営実績 2. 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの運営実績 3. 保育所等訪問支援及び障害児相談支援事業所の運営実績 4. 他の児童福祉施設又は障害福祉施設の指定管理実績	「類似施設」とは、児童福祉法第43条に規定された児童発達支援センターを指します。 したがって、例示いただきました項目につきましては「1. 児童発達支援センターの業務委託による運営実績」のみ実績として評価します。
12	仕様書		3, 4 5. 事業の内容	豊明市の5歳児健診についてどのようなことを実施されるのでしょうか。 仕様書の5歳児健診参画の人員の「上記内容を担うことのできる職員」とは、具体的にどのような職員でしょうか。職種や資格等想定されていますか。 また、事後フォロー教室について、所管する係において現在検討されていることがあればお伺いしたいです。	5歳児健診は、国が提示している「5歳児健診マニュアル」を基に身体・精神・社会性の発達を確認する健診です。問診、診察、入学に向けた講話等を行い、必要に応じて、食事や発達に関して個別相談に応じる予定です。医師、保健師、看護師、栄養士、心理士、保育士、学校支援室職員など多職種による実施を想定しております。 指定管理者に求める5歳児健診参画にかかる人員は、発達に関する個別相談や健診場面での様子観察を担っていただくことを想定しており、障害児支援に関する専門的な知見と実務経験を有し関係機関との連携・調整を主体的に行うことができる人材を配置いただくことが望ましいと考えています。職種や資格等についての制限はありません。 事後フォロー教室の対象者は、「①発達障害等の診断を受けていない」「②就学に向けて所属園以外の小集団に定期的に親子通園することにより、就学後の円滑な適応を促すことが期待できる」「③保護者が支援を望んでいる」のすべてに当てはまる児童です。教室の具体的な内容は優先交渉権者と協議の上決定する予定です。
13	仕様書		4 5. 事業の内容	日中一時支援事業の管理者について、常勤であれば他事業との兼務をしても良いのでしょうか。 設備について児童発達支援事業所の設備を兼用しても良いのでしょうか。 また、対象はどんぶり園利用者となっているがそのなかで、定員5名は、どんな基準で選考するのですか？	日中一時支援事業の管理者につきましては、専任を予定しております。 設備については、親子室での実施を予定しています。 対象の選考につきましては、指定管理者にて決定いただきますが、仕様書6ページ「6. 業務履行にあたっての基本的な考え方」の「(1) 利用者の公平利用を確保し、公平・公正な運営を行うこと。」に基づき、公平な選考をいただきますようお願いいたします。
14	仕様書		4 5. 事業の内容	(9) の障害児支援の中核的役割について「4つの機能を担うため、必要な人員」とありますが、具体的にどのような職員をどの程度配置したらよいのでしょうか。他事業との兼務をしてもよろしいのでしょうか。職種や資格等想定されていたら教えてください。 また、児童発達支援事業所の中核機能強化(事業所)加算や地域障害児支援体制強化事業にある機能との整理等あれば教えてください。	職員の配置については指定管理者にて選考していただきますが、中核的役割の性質から、障害児支援に関する専門的な知見と実務経験を有し関係機関との連携・調整を主体的に行うことができる人材を配置いただくことが望ましいと考えています。職種や資格等についての制限はありません。 中核的役割を担う職員につきましては、兼任することが可能です。ただし、兼務する他の事業において、専任配置が必要とされるなど、他の基準・ルールに抵触しないこと及び兼務する場合であっても、児童発達支援センターにおける中核的役割を十分に遂行できる体制が確保されていることが必要です。 児童発達支援センターにおける中核機能強化加算及び地域障害児支援体制強化事業については、それぞれの要件を満たすことを目的とするのではなく、施設の設置目的や運営方針等を踏まえ、適切な人員配置をお願いします。

15	仕様書	6, 7	7. 法令等の遵守	6ページ7ページの法令等の遵守とありますが、（15）（16）の市の条例及び施行規則は、これまで同様に存するのですか。	（15）豊明市児童発達支援センター条例（令和4年4月）、（16）豊明市児童発達支援センター条例施行規則（令和4年4月）については現在も効力を有します。 なお、児童発達支援センター条例につきましては、令和8年6月定例会員議会で改正しております。
16	仕様書	11	19. 引継業務	「指定管理者は、指定を受けたときは前期受託者より引継ぎを受け」とあるが、他の指定管理の場合3か月～6か月の引継ぎ期間があります。豊明市児童発達支援センターに関して、どれくらいの期間を想定しているのでしょうか。	前期指定管理者と次期指定管理者が協議を行い、確実に引継ぎができる期間を設定願います。 また、利用者への影響を考慮し、速やかに引継ぎを実施いただきますようお願いいたします。
17	その他	-	-	適切な事業計画及び収支計画を作成するため、直近3年度及び2026年度見込みについて、可能な範囲で次の実績をご提示ください。 1. 児童発達支援事業の契約児童数、延べ利用者数、1日平均利用者数及び稼働率 2. 保育所等訪問支援事業の契約児童数及び訪問件数 3. 障害児相談支援及び計画相談支援の担当件数、計画作成件数及びモニタリング件数 4. 基本相談支援の相談件数 5. 親子療育教室、発達評価、巡回相談、日中一時支援及び5歳児健診参画の実績 6. 法定給付費、利用者負担額、給食費その他の収入実績 7. 事業費及び施設管理費等の支出実績	質問項目中、2025年度実績について、以下のとおり回答いたします。 1. 児童発達支援事業の契約児童数、延べ利用者数、1日平均利用者数 ・契約児童数 30人 ・延べ利用者数 4,056人日 ・1日平均利用者数 約17人/日 2. 保育所等訪問支援事業の契約児童数及び訪問件数 ・契約児童数 5人 ・訪問件数 25件 3. 障害児相談支援及び計画相談支援の担当件数、計画作成件数及びモニタリング件数 ・担当件数 0件 ・計画作成件数 0件 ・モニタリング件数 0件 （他の相談支援事業所を紹介） 4. 基本相談支援の相談件数 ・対応件数 延べ942件 5. 親子療育教室、発達評価、巡回相談、日中一時支援及び5歳児健診参画の実績 ・親子療育教室 ・たんぽぽ教室 ・回数 80回 ・延べ人数 301組 ・おひさま教室 ・回数 27回 ・延べ人数 138組 ・発達評価 19人 ・巡回相談 ・回数 33回 ・人数 57人 ・日中一時支援 0件 （令和9年度より開始のため） ・5歳児健診参画 0件 （令和9年度より開始のため） 6. 法定給付費、利用者負担額、給食費その他の収入実績 法定給付費 0円 利用者負担額 約20万円 給食費 0円 収入実績（全体）約9,494万円 7. 事業費及び施設管理費等の支出実績 ・事業費 約9,500万円 （内、施設管理費は0円）
18	その他	-	-	現在の運営体制について、職種別の配置人数、常勤・非常勤の区分、常勤換算数、保有資格及び各事業間の兼務状況をご提示ください。 また、現在勤務している職員について、次期指定管理者への雇用承継を予定しているか、または次期指定管理者の採用募集に応募する意向確認を市又は現運営事業者が行う予定があるかご教示ください。 あわせて、雇用承継を行う場合に引き継ぐ労働条件、勤続年数、有給休暇、退職金その他の取り扱いについて、市が想定している条件があればご提示ください。	・配置人数等についてはWAMNETのホームページにてご確認ください。 ・雇用承継を行うか否かについては前期指定管理者と現在勤務している職員、次期指定管理者で協議願います。また、雇用承継を行うか否かにかかわらず、利用者に不利益が生じないよう人員配置等配慮願います。